



# めむろ議会だより

2008.8 No. 109

発行/芽室町議会 編集/議会運営委員会 TEL. 0155-62-9731 FAX. 0155-62-9813 http://www.memuro.net/ E-mail:g-shomu@memuro.net

## 平成20年第4回6月町議会定例会 一般質問

2 ページ 唯野 義勝 議員  
・宮西町政の前期2年間の自己総括と反省について

3 ページ 高橋 仁美 議員  
・食育推進計画について  
・寄附条例について

4 ページ 西尾 一則 議員  
・芽室町公営住宅等ストック総合活用計画について  
・「ふるさと納税」に対応する独自寄附条例制定について

6 ページ 小椋 孝雄 議員  
・芽室町の地籍調査の進捗状況と今後の実施計画について  
・国有地の法定外譲与物件の情報公開について

7 ページ 飛田 秀樹 議員  
・中央保育所の建て替えを含めた芽室高校跡地の利活用について

8 ページ 梅津 伸子 議員  
・後期高齢者医療制度について  
・北海道消防広域化推進計画について  
・公共施設整備について

9 ページ 常通 直人 議員  
・芽室小学校の式典（平成19年度卒業式・平成20年度入学式）について  
・災害に強いまちづくりの推進について

### 議会の動き

#### ■第5回町議会定例会（予定）

- ・会期 9月12日（初日）16日・17日（一般質問）10月3日（最終日）
- ・時間 9時30分
- ・内容 条例制定及び改正、補正予算ほか

※委員会については随時開催しますので、詳しい日時等は事務局にお問い合わせください

## 一般質問

7人の議員が町長の町政に対する姿勢について、たどしました。



唯野 義勝 議員

### 宮西町政の前期2年間の自己総括と反省について

**町長：**町政に対する評価は町民の皆さんが判断、評価するべきもの。

**Q** 宮西町政が誕生して、まもなく任期4年の折り返しを迎えるが、宮西町長自身の率直な自己総括・評価を伺いたい。

**A** **町長** 私が町長に就任してから約2年が経過しようとしているが、就任時、任期中に実現を目指す主な政策についてはマニフェストとし、その具体的な推進方策については、町政執行方針でお示ししながら課題解決と目標実現に向けて努めてきたところである。

また、このマニフェストの内容は新たなまちづくりの指針である第4期芽室町総合計画にも盛り込んだものであり、基本構想に掲げる町の将来像の実現に向けて、今後とも全力で取り組んでいく。

なお、町政に対する評価については、私自身が評価すべきものではなく、町民の皆さんが判断、評価されるべきものと考えており、残された任期についても誠心誠意努力していきたい。

**Q** 管理職及び職員だけには自己評価をさせて、町長自身は自己評価をしないというのはいかがか。

**A** **町長** 町政に対する実直な自己総括、評価を伺いたいということなので、私の町政推進に対しては町民の皆様が行うものと、こういう考え方を述べたところである。

また、1年1年の業務評価についてはマネジメントシートというものの中で行っているため、それらについての業務点検は当然行っており、これと政治的な意味合いでの私の任期の中での評価とは別問題と考えている。

**Q** 町長は就任にあたり、町の中にそよ風が行きかうごとく、町民の皆さんと役場の間でしっかりした情報が行きかい、意見交換がなされる、そんな町にしていきたいと語っているが、実際に本町はそんな町になったと認識しているのか。

**A** **町長** 「そよ風が行きかうような町」それはまさしく今でもそのように考えており、私もトークなどを通し、いろいろな住民の皆さんとの意見交換、そしてまた色々な関係者の皆さんとの意見交換、行政だけが町を作るのではなく、厳しい行財政の時代であるので、当然皆さんとの意見交換を踏まえたまちづくりが行われなければならないと認識している。

したがって、町民の皆さんに参加をしていただき、そしてそこで策定をしていくという理念は今も何一つ変えていないと考えている。

**Q** 住民の方々と色々と話をする中では、仕事には緊張感がなく、やる気が見えない職員が目立ち、仕事のミスや不祥事も多発しているという話も聞かれる。また、職員が町長に物を言っても真剣に聞いてくれないため、最近職員は町長に物を言わなくなったというのが職場の実態だと数人の方から聞いている。町民の間でもそのことが話題になっていることは、町長は知っているのか。

**A** **町長** 私自身は、職員とはかなり打合せをしているし、そのような認識は全く持っていない。そういう声が職員の中にたくさんあるとするならば、私の執行姿勢のまずさ、私の管理能力の足りなさと思って、十分反省していきたいと考えている。

**Q** 町民が意見を延べるパブリックコメントも、意見を聞きませんというポーズだけで、町民の意見が全く無視されるので、むなしから意見を出すのを止めたという声が多いのだが、町長はどのようにお考えか。

**A** **町長** 今までのパブリックコメント、あるいは審議会、町民委員会との話し合いの中で、大きな計画、例えば総合計画1つとっても、かなり修正してきたことは何回もあるし、意見として取り入れるものは取り入れている。ホットボイスももちろん取り入れるものは取り入れる。しかも投書のあった人のところに足を運んで話し合いをしてきていることもたくさんあるので、もし指摘された事例があれば言っていただきたい。

**Q** 平成19年12月に教育委員会に対し、柏樹学園の講師を務めた方の知人から、1年2か月前の講師の報酬を受け取っていないので調べてほしい旨の照会があり、支払いをしていない事実が判明した。教育委員会の幹部が町長と相談して、ひそかにその講師に謝罪し講師料を支払い、しかもそのお金の出所がわからないと一職員が述べているが、このことは事実か確認したい。

**A** **町長** 私どもは全く承知していない。

**Q** この件について、ある職員が町長に「この件を内密にすると、第3、第4の不正経理が横行し、町政の信頼が一層低下するので、この件を公表し、当該職員の厳正な処分と再発防止に向けて、職員の意識改革を徹底すべき」と町長に書面で進言したことは、町長はご存知か。

**A** **町長** 全く承知していない。



高橋 仁美 議員

## 食育推進計画について

**町長：策定を視野に入れて検討を進めたい。**

**Q** 国では、平成17年に食育基本法を制定し、「食育」はどんな世代にとっても生きる基本であり、食に関する知識や食を選択する力を持ち、健全な食生活を実践することができるような人間を育てる食育の推進を国民運動として取り組んでいるところである。町内でも様々な団体が食育に取り組んでいるが、自治体の努力目標として「食育推進計画」の策定と実施を求めているが本町の取組について伺いたい。

**1点目**、現在、町が取り組んでいる食育推進事業はどのようなものがあるか。また、それらの課題と今後の考え方を伺いたい。

**2点目**、自治体では、「食育推進計画」の策定は6%余とまだ低いですが、食への関心が高まったこの機会に本町も是非早急に策定し、実施すべきだと思いがいかか。

**3点目**、国は「食育推進計画」とともに、農作業の体験機会を提供する「教育ファーム推進計画」策定も求めており、計画を策定し、さらに取組を広げていくべきではないか。

**A** **町長** **1点目**、第4期芽室町総合計画の施策にかかる取組でいうと、食生活改善事業、芽室農業小学校運営事業、芽室まるごと給食の充実の3事業を位置づけている。ただ、食育の定義、範囲は非常に幅広く、地産地消、共同推進事業の中で実施している芽室まるごとクッキング、ふれあい家庭農園なども食育関連事業とされるものであり、小・中学生を対象とした栄養士による食育指導や生活習慣病検査、総合的学習における農業、調理体験、乳幼児健診やプレママ、パパ・ママ教室における食の指導なども、食を推進する取組である。さらに、町が行う各種講座やイベントでも食をテーマとした講演や料理教室が多く開催されている。

これらの食育に関する課題はさまざまであるが、第4期芽室町総合計画実施計画では、施策全体の課題だとして、1つに生活習慣病の増加が社会問題となっている中で、健康的な食生活を身につけること、2つに食べ物と生産現場のつながりを体験するなどによって、安全な食べ物を選択する能力や食に関する知識を高めることの2点を上げている。

**2点目**、芽室町の現況からいうと、行政が行っている食育に関する事業のほかに、民間活動としてJ Aめむろが行っている料理教室や消費者協会が行っている食の安全・安心に関する啓発活動、さらには個人や任意団体が行っている料理教室や学習活動など、自主性を持って幅広く食につながる活動が既に展開されている。

このような状況の中で、食育をより効果的に推進するためには、消費者、生産者、町内会、経済団体、学校関係、農業関係機関団体等、そして行政が食を巡る目的意識を共有し、相互の連携協力を図りながら総合的に取り組んでいくことが必要と考えている。

今後においては、既存活動の連携協力と総合化を基本とし、第4期芽室町総合計画の基本目標である豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくりとの整合性を図りながら食育事業を推進するねらいを具体化し、既存活動の充実を図るために食育推進基本計画策定を視野に入れた検討を進めたいと考えている。

**3点目**、本町では、基幹産業である農業を経験することによって、農業のすばらしさを実感し、食と農についての興味、関心を育てる目的で、芽室農業小学校を事業推進しているところである。また小学校や幼稚園などでも、それぞれ独自のカリキュラムで農業体験を実施している。

第4期芽室町総合計画の食育の推進における施策の主な内容としては、食に関する教育活動の推進の中で、子供たちに耕作、種まき、収穫、食べるといった一連の体験を通じて、自然、土、作物に触れる農業のすばらしさや食べ物大切さを実感してもらうことが、食育推進の1つと位置づけたところである。したがって、本町では既に教育ファームを推進している段階と認識しているが、今後食育推進基本計画の策定の中に、教育ファーム推進計画を含め推進体制を充実していく考えである。

## 寄附条例について

**町長：現時点で制定する考えはない。**

**Q** 十勝管内では、新たな形での個性あるまちづくりへの参加や町財源確保などの利点もある寄附条例を2町1村が策定したところであるが、本町でも条例制定を考えてはどうか。

**A** **町長** 地方公共団体への寄附が条例制定の有無によって税法上左右されないことや、町が計画する特定の事業において広く寄附金を受け入れる必要に迫られていないことなどから、現時点では寄附条例を制定する考えは持っていない。しかし、個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充が本年4月の地方税法の改正で行われたことから、町としては、今回の税条例改正のうち、地方公共団体等に対し寄附した場合における税額の控除などについては、町民やふるさと会の方々等に対し、広報誌などで周知を図っていきたいと考えている。また、寄附をいただいた個人の皆さんに対しては、税控除に必要な寄附金受領書や寄附金税額控除申告書を交付し、申告にかかる負担の軽減を図っていきたいと考えている。



西尾 一則 議員

## 芽室町公営住宅等ストック総合活用計画について

**町長：現入居者が不安を抱くことのないよう努めていく。**

**Q** 第4期総合計画（実施計画）で「芽室町公営住宅等ストック総合活用計画（平成19年度策定）」に沿って、将来を見据えた公営住宅の建設や維持保全等の適切な手法を選択し、平成20年度より実施となっているが、次の3点について伺いたい。

**1点目**、緑町東公営住宅全戸取り壊しについて、新聞紙上に掲載されたのが3月であるが、公営住宅等ストック総合活用計画の事業実施に当たっては、「入居者説明会の開催、パンフレットの配付、意向調査の実施、また家賃の緩和措置等を明確にし、入居者の不安解消に努めます」と定められているが、現在

の進捗状況を伺いたい。

**2点目**、緑町東町内会200世帯中、公営住宅が取り壊されると127世帯が転出することになり、町内会自体が崩壊すると思われるが町長の見解を伺いたい。

**3点目**、今後、西地区については、中央保育所移転や公営住宅143戸の取り壊しが予定されているとのことであり、中心市街地活性化による人口の移動から、西地区がゴーストタウン化し、行政サービスの低下が懸念されるが、町長の見解を伺いたい。



緑町公営住宅

**A** **町長** **1点目**、平成21年度に計画した中心市街地借上公営住宅の建設準備として、4月から5月にかけて民間事業者や土地所有者などを対象に借上制度の説明、及び相談窓口を開設し、建設事業者の需要調査を行ったところである。今後は需要調査の結果をもとに、平成21年度以降に建設する借上公営住宅の戸数を決定し、改めて建設事業者の募集を開始する予定である。

緑町公営住宅入居者の皆さんに対しては、建設する借上公営住宅の戸数にもよるが、平成21年度から老朽化した住宅の取り壊しを予定していることから、入居者説明会の開催や意向調査の実施、また移転後の家賃の緩和措置の説明を行う予定であるが、現入居者が不安を抱くことのないよう努めていきたいと考えている。また、町内会に対しては、6月25日開催のそよ風トークを通して説明させていただく予定である。

**2点目**、平成17年の国勢調査では、本町で高齢者がいる世帯の割合は約38%。その中で緑町公営住宅団地の高齢者がいる世帯の割合は約72%、高齢単身世帯は約56%と、高齢世帯率が高い団地である。また、住宅は傷みぐあいや断熱性の問題、さらには段差解消等のバリアフリー化がなされていないなど、高齢化に対応していないため、高齢者に対する住環境の安全性と生活環境の利便性を最優先に考慮し、借上公営住宅による町中居住を進め、高齢社会に対応したまちづくりを進めようとするものである。

さらに、公営住宅の取り壊し後の跡地は、芽室公園や芽室西小学校が隣接する地区である優位性を活用し、子育て世帯を対象とした快適な住環境を整備し、優良な住宅地としての分譲を視野に入れ、地域再生をしていく考えである。

**3点目**、緑町公営住宅団地の取り壊し後の跡地については、都市計画上也住居専用地域に位置づけられていることから、優良な住宅地としての活用を視野に入れた地域再生を検討していく。

また、中央保育所の移転に関しても、町行政の課題に対応した総合的な見地から施設及び跡地の活用について検討していく。したがって、ゴーストタウン化することは十分避けていきたいと考えているが、いずれにしても西地区に代表される芽室町公営住宅等ストック総合活用計画実施後の地域社会の再整備は、住宅団地造成など、低廉な宅地分譲をもって人口の定住化に向けた、質の高い居住環境として再生していきたいと考えている。

なお、芽室町公営住宅等ストック総合活用計画は、実施状況及び社会経済情勢の変化を見据えながら、最低5年以内に定時見直しを行い、公営住宅の適正な供給戸数の設定をし、推進していきたいと考えている。

## 「ふるさと納税」に対応する 独自寄附条例制定について

**町長**：現時点で制定する考えはない。

**Q** 地方税法改正案が4月末に成立して、自分の出身地や愛着のある地方自治体に一定額を寄附すると、住民税が一部控除される「ふるさと納税」制度が成立したことから、本町においても貴重な自主財源となるため、町出身者への効果的なPR手法を取り、寄附のしやすい環境を整えるため寄附条例を制定すべきと思うが、町長の見解を伺いたい。

**A** **町長** 6月7日に開催された東京芽室会総会の中で私自身の口からこの制度の周知を申し上げたことをはじめ、今後ふるさと会の皆様には広報スマイル7月号などを通じて、この制度の税法等の改正内容について周知していく考えであるが、現時点では寄附条例を制定する考え方は持っていないところである。



小椋 孝雄 議員

## 芽室町の地籍調査の進捗状況と今後の実施計画について

**町長：**進捗率は97.62%。当面取り組む計画はない。

**Q** 1点目、芽室町における地籍調査の開始と現在に至るまでの経緯を伺いたい。

2点目、十勝管内市町村における進捗状況と芽室町の地籍調査の地域別進捗率について伺いたい。

3点目、今後の地籍調査に対する町の取組と地域別、区域別の実施計画を伺いたい。また、その調査に対する総費用はどのくらい予算を組まなければならないのか伺いたい。

**A** 町長 1点目、昭和55年川北地区から始まり、平成10年の新朝日地区まで、19年間の事業期間をもって344.13平方キロメートルの調査を実施したところである。

2点目、管内では土幌町、新得町、更別村が事業を完了し、音更町、幕別町、池田町、足寄町、浦幌町が調査実施中、帯広市、本別町が未実施で、その他の町村は事業休止中である。

本町の進捗状況は、全体面積513.91平方キロメートルに対し、地籍調査対象外161.81平方キロメートルを除いた352.10平方キロメートルが調査対象面積で、そのうち343.72平方キロメートルが調査済みであり、8.38平方キロメートルが未調査であることから、進捗率は97.62%である。

第4期総合計画の土地利用基本構想図による分類で見ると、都市地域82平方キロメートルのうち、市街化区域5.69平方キロメートルと、市街化調整区域2.69平方キロメートルが未調査区域である。市街化区域面積8.29平方キロメートルのうち、調査済み面積は2.6平方キロメートルで、進捗率は31.36%、市街化調整区域面積73.71平方キロメートルのうち、調査済み面積は71.01平方キロメートルで、進捗率は96.33%である。なお、農業地域、森林地域等の

調査対象区域についての調査は、すべて終了している。

3点目、地籍調査の実施については、当面取組の計画は立てていない。なお、実施した場合の事業費については、未調査の面積が8.38平方キロメートルであり、年間調査面積を1平方キロメートルとして、委託費に1,800万円程度見込まれることから、総事業はおおむね1億5,100万円と考えられる。また、国が50%、北海道が25%、町が25%の負担区分で試算すると、町の負担は年間450万円、8年間で必要一般財源で3,775万円程度の予算を組む必要があると思われる。また、地籍調査を行う場合には、この事業を専門に行う職員を複数配置する必要がある。

## 国有地の法定外譲与物件の情報公開について

**町長：**率先して情報公開する予定はない。

**Q** 芽室町が財務局より譲り受けた未利用国有地の法定外譲与物件について伺いたい。

1点目、号線用地、河川用地、その他の用地の総面積はどのくらいあるのか。

2点目、譲与物件の価値（評価額）はどのくらいになるのか。

3点目、譲与物件を売却し、町の財政に組み入れる可能性はあるのか。

4点目、譲与物件用地所在地の情報公開を町民にできるのか。

**A** 町長 1点目、平成11年の地方分権一括法では法定外公共物は国から市町村の公共物として譲与され、平成12年4月1日から国及び北海道で財産管理、機能管理をしていた道路、河川、その他の敷地について、市町村長に帰属し、市町村の自治事務における法定外公共物として管理することになった。このことにより、市町村が公共物の管理に万全を期するよう国有財産特別措置法により河川敷地などにかかる物件については、本町では平成14年度から平成16年度の3年間で、河川用地として756件、道路として32件、水路として6件の計794件の譲与を受けている。なお、用地の総面積については、国有財産譲与申請時には譲与敷地の起点終点の図面表示と所在地、財産の種類、特定番号を表示した調書で申請し、譲与を受けており、用地確定測量は不要であったことから現時点においても面積は確定していない。

**2点目**、平成12年度の国有財産特別措置法により行政財産として特定の目的で使用するために譲与を受けたものであり、面積確定もしていないことから評価対象物件としていないものであり、敷地として土地の評価はしていない状況である。

**3点目**、行政上の特定の目的で使用するため、行政財産として譲与を受けていることから、その売却は考えていない。ただし、部分的に道路、河川敷地などを使用しなければならない理由、これは電線の施設あるいは管の埋設などがあるが、それらの利用者については、道路、河川敷地占用料を徴収し、利用していただいている状況である。

**4点目**、国としては譲与物件用地については、行政財産として管理していることから、率先して情報公開をする予定はない。ただし、譲与を受けた国有財産敷地について照会があった場合については、その都度事情をお聞きし、現地立会をして対応している。



飛田 秀樹 議員

## 中央保育所の建て替えを含めた芽室高校跡地の利活用について

**町長：中央保育所の建設位置については芽室高校跡地を予定している。**

**Q** 本年4月からスタートした「第4期芽室町総合計画」の実施計画での中央保育所の老朽化による施設の建て替えは、緊急課題として取り組まれているところと思うが、中央保育所の建設候補地として挙げられている芽室高校跡地の利活用について、現在の考え方及び今後の推進方向について伺いたい。

**1点目**、中央保育所の建て替え予定地は現在地なのか、それとも芽室高校跡地への建設を確定されたのか、経過も含めて確認したい。

**2点目**、建設に向けての進捗状況、今後のスケジュールはどのようになっているのか。また、保護者等との意見交換はされたのか。

**3点目**、建設される保育所の規模、定員はどの程



中央保育所と建て替え予定地の旧芽室高校跡地

度なのか。

**4点目**、中央保育所の建て替えによりどのような効果を期待しているのか。

**A** **町長** **1点目**、平成17年12月議会の一般質問に対し、当時の町の考え方として、現在地での建てかえを予定している旨お答えをしている。その後、町としては具体的な建設に向けた検討課題として、適正な入所児童定数と施設面積、入所児童の安全確保、建て替えのコストなどを再度検証し、第4期芽室町総合計画の土地利用計画の中で、中央保育所の建設位置を最重要課題と位置づけながら町の考え方を再度整理したものである。

第4期芽室町総合計画基本構想にある土地利用の方向の検討結果として、1つに、公共施設のゾーニングの観点から、芽室高校跡地及びその周辺区域を保健福祉医療ゾーンと位置づけ関連施設をコンパクトにまとめること。2つに、認可外保育所の機能や、長期的には特別養護老人ホームの建て替えなども視野に入れること。3つに、適正な保育定数、施設面積の分析を踏まえること。これらの事項を総合的に議論した結果、現在地の建て替えではなく芽室高校跡地に建設することが最適であると判断をしたところである。

これら第4期芽室町総合計画基本構想は、本年1月の町議会臨時会で議決をいただいたところであり、中央保育所の建設位置については、これまでの検討経過を踏まえ、芽室高校跡地において予定をしている。

**2点目**、現在、旧芽室高校跡地内での具体的な建設位置について関係課で協議をしている段階であり、建設費に関しては、全く概算ではあるが、厚生労働省に対して、次世代育成支援対策施設整備交付金の予定額を提出しているところである。今後のスケジュールについては、7月中には中央保育所建て替え整備方針案をまとめ、保護者、地域住民、議会との協議をベースにし、中央保育所の設置運営事業者である社会福祉法人十勝立正福祉事業会と協議をしながら、建設に向けての具体的な合意形成を図っていく予定である。建設については、法人が設計施工者となり、法人への町助成金については、平成21年度

予算に向けて、町の補助金も含め計上する予定であり、並行して、次世代育成支援対策施設整備交付金協議申請を行い、内示指令を受けた後着手をし、平成22年2月に工事完成、平成22年4月1日の開所を目指す予定である。

また、保護者等との意見交換については、去る5月24日に中央保育所保護者会役員の皆様とそよ風トークを開催したところであるが、来月から数回にわたり、一般保護者の皆様、そして地域社会の皆様を対象に意見交換会、あるいは説明会を開催していく予定である。

**3点目**、基本となる定員については、人口予測分析などを踏まえ、現在と同様の170人を想定し、建設面積については1,800平方メートル程度を想定している。しかし、待機児ゼロを維持するためのつな保育所との入所調整及び、今後の農村保育所の動向などをはじめ、入所児童の安全確保の観点、建設コストの観点などを踏まえ再検討し、9月末までには確定していきたいと、このようなスケジュールで考えている。

**4点目**、何より広々とした環境の優位性が与える効果と、第4期芽室町総合計画の土地利用計画の趣旨に沿って保健福祉医療ゾーンに位置づけたことから、情操教育を含めた保育効果の拡大に強く期待をするものである。



梅津 伸子 議員

## 後期高齢者医療制度について

**町長：75歳以上の特定健診について、現段階では町単独で助成する考えはない。**

**Q** 後期高齢者医療制度について、全国の多くの自治体議会による制度の中止・見直しを求める国への意見書提出や、国民的怒り・批判の集中を受け、国は見直し作業を実施、昨日見直し案が政府与党の中で決定されたと報道されている。制度実施から2か月経過する中で、制度の矛盾点・不備や欠陥が明らかになってきている実情を踏まえ、次の点について見解を伺いたい。

**1点目**、制度への全国的な批判についてどう認識しているか。

**2点目**、特別徴収にかかわる問題について、どう認識しているか。

**3点目**、保険料は個人単位、軽減措置は世帯単位という決定方法について、どう考えるか。

**4点目**、75才以上の特定健診について、道内57市町村、管内6市町で無料となっている。本町でも独自補助で本人負担なしとすべきと考えるがどうか。

**A** **町長** **1点目**、保険料の負担の問題をはじめ、全国的にこの制度への指摘・批判があることは認識している。特に保険料がこれまで加入していた医療保険と比べどうなるのかという問題で、国が見直しを決定したものである。5月23日に民主・共産・社民・国民新党の野党4党が共同で、制度の廃止法案を参議院に提出、6月6日に可決し衆議院に送られている。厚生労働省が行った保険料負担についての全国調査を踏まえ、全国から出されている制度に対する多くの意見・要望に配慮し、将来にわたり安定的に運営されていくために必要な見直しを図られるものと考えている。推移を見たいと考える。

**2点目**、本町の出前説明会においても、最も多くの意見や質問が出されたものである。国の推移を見つめながら制度設計の中に定められたルールに従って、町としての役割を果たしていきたいと考える。

**3点目**、本町の出前説明会の中でも整合性がないのではないかという指摘を受けたが、後期高齢者医療制度の負担軽減措置の取扱いが国民健康保険制度の判定基準を採用していることからくるものである。しかし低所得者への保険料負担の軽減については十分な配慮が欲しいものと考えている。

**4点目**、後期高齢者の特定健診については、制度の運営を行う北海道広域連合から各自自治体へ実施を委託されたものである。委託契約では健診費用の1割を自己負担として徴収、残額を委託料として町に支払われることになっており、現段階では町単独で助成する考えはない。

## 北海道消防広域化推進計画について

**町長：広域化等については議論を見極めながら判断していく。**

**Q** 2006年6月の消防組織法の改正により消防本部の広域化推進が提起されたことを受け、北海道消防広域化推進計画が道によって進められている。現在の道内68消防本部を21に再編・統合するというものである。火災では、最初の5・6分が被害拡大の分水嶺といわれる。救急での1分1秒が生命の分かれ目とも言われている。広大な規模の広域化はこれに反するものとなる。現在、職員数など整備指針に満たない状況がある中、更なる大規模広域化は消防力低下につながるものが懸念される。消防が住民の生命・身体・財産の安全を守る本来の役割を果たす体制を維持すべきとの立場から見解を伺いたい。

**1点目**、消防の広域化についての見解はどうか。

**2点目**、整備指針に照らして、現在の消防本部の実情はどうなっているか。

**3点目**、十勝1本部計画について、消防職員、消防団員への説明はどのようになされているのか。



芽室消防署

**A** **町長** 1点目、十勝では、平成18年4月、十勝管内6消防本部と、十勝支庁による十勝圏消防広域化連携推進協議会が設置され、道広域化推進計画も含め検討されてきた。本年3月調査検討報告書がまとまり、今後、この報告書に基づき、十勝町村会、十勝圏複合事務組合、各消防組合本部での議論を見極めながら、広域化等について判断をしていくことが重要であると考えている。

**2点目**、消防力の整備指針における芽室消防署の車両基準台数は7台、人員基準は、車両・通信・庶務・予防・危険物要員合計で43人となっている。現在の芽室消防署の実態は7台、32人となり、整備指針と比べ11人不足である。西十勝消防組合としては、整備指針19台、93人に対し、現在17台、81人である。

**3点目**、現段階で説明はしていない。今後方向性が決まった段階で詳しい説明をする考えである。

## 公共施設整備について

**教育長**：ロビーにもアナウンスが聞こえるよう、総合体育館の整備を実施した。

**Q** 公共施設への指定管理者制度導入後、整備補修に当たり、住民・利用者の要望はどのよう反映されてきたか。また、総合体育館の放送設備の老朽化と不備について急ぎ対策が必要と考えるがどうか。

**A** **町長** 利用者アンケートと定期的利用者懇談会を行い、利用者要望・意見の把握を行うよう管理者に求めている。

**A** **教育長** 総合体育館のマイクコードの交換、ロビーにもアナウンスが聞こえるよう整備を実施した。



常通 直人 議員

## 芽室小学校の式典（平成19年度卒業式・平成20年度入学式）について

**教育長**：入学式や卒業式においては、国旗掲揚、国家斉唱を適切に実施するよう指導を徹底していきたい。

**Q** 芽室町内4小学校のうち、芽室小学校だけが他の3小学校と違う形の式典になってしまいとても残念だと思っている保護者が多いと聞いている。そこで、

**1点目**、本町における学校での式典について、教育委員会としての基本的なスタンスを伺いたい。

**2点目**、入学式の後、各学校長宛に文書を出したようだが、その経緯を伺いたい。

**3点目**、保護者説明会を開くまでの経緯とその説明会の内容はどのようなものであったか伺いたい。

**4点目**、多くの町民や保護者からの信頼を失ったと言わざるを得ないと思うが、信頼回復のため教育委員会として各学校には今後どのような指導をしていくのか伺いたい。

**A** **教育長** 1点目、学校における儀式的な行事である卒業式、入学式等においては、学習指導要領の特別活動の中で、学校生活に

有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な雰囲気の中で新しい生活の転換への動機づけとなるよう、そのような活動を行うよう示されている。このことから、そうした機会となる行事であるように、この儀式的な要素も十分配慮した式典としてとり進めることが大事であると考えている。

**2点目**、今年3月の卒業式及び4月の入学式において、芽室小学校では国歌斉唱の際に児童の一部が着席したこと。また、一部の学校を除き教員の相当数が着席するという事態が続いていることは、校長の教員に対する指導が行き届かなかったことが要因であると受けとめている。このことから、教育委員会としては改めて、町内各小・中学校長に対して、卒業式、入学式における国歌斉唱の実施について、学習指導要領に基づいて適切に実施するよう求める通知文書を配付したものである。

**3点目**、校長は、早い時期に保護者説明会を開く必要があると考えていたが、4月は全国学力学習状況調査の実施や家庭訪問期間の時期とも重なり、多忙な状況であったため日程調整がつかず、5月10日の保護者説明会開催となったところである。

なお、説明会当日は48人の保護者の方が出席され、校長から出席された保護者の方に対して、ご心配やご不安を抱かせたこと、また、学校としての説明会開催が遅れたことなどについて謝罪され、その後、このたびの事案の経緯や来春の卒業式に向けた校長としての今後の対応について説明がされたところである。

**4点目**、保護者や地域住民に動揺と混乱を招き、教育委員会としては大変遺憾であると受けとめている。国歌斉唱の実施についてはさまざまなご意見があることを承知しているが、公教育を担う教育委員会としては、今後も各小・中学校に対し、入学式や卒業式においては学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱を適切に実施するよう、校長を介して指導を徹底していきたい。

## 災害に強いまちづくりの推進について

**町長：地域の防災体制の強化を図る考えである。**

**Q** 本町における災害・防災対策事業について伺いたい。

**1点目**、第4期総合計画の中で「防災の蓄えや災害に迅速な対応ができるような体制の整備を進める」とあるが、具体的にどのような体制で整備するのか。

**2点目**、「災害情報メール」による情報発信とあるが、具体的にどのような方法を考えているのか。

**3点目**、「高齢者、障がい者の安否確認情報」の管理体制を整備するとあるが、具体的にどのような管理体制を考えているのか。

**4点目**、本町における「危機管理体制」はどのようなになっているのか。

**A** **町長 1点目**、基本的に防災対策は、芽室町地域防災計画に沿って進めていくものである。町は、防災の備えとしての備蓄品として、現在、食料について乾パン3,500食、アルファ化米200食を町内4か所の施設に、また、毛布1,000枚を町内5か所の施設に保管している。さらに、町の備蓄品のほかに、岐阜県揖斐川町やスーパーなどとの提携により物資の供給を受けることとしている。

また、町民の備えとしては自主防災組織の結成などがあるが、町としては、自主防災組織の設立を促し、地域の防災体制の強化を図る考えである。

**2点目**、希望者にメール送信システムを利用し、災害情報や気象情報を知らせることを検討していく考えである。なお、災害情報メールでは、風水害や大規模火災等の際に、避難勧告や避難指示、各種の警報発表内容の情報発信を行うことを想定している。

**3点目**、日ごろから高齢者や障がい者など、特に援助を必要とする方が地域のどこにどのように暮らしているかを的確に把握し、積極的な安否確認や相談、支援を行っていくことが必要であると考えている。したがって、これら要援護者の支援方策については、平成20年度中に芽室町地域福祉計画を見直し、実効性の高い体制を構築していきたいと考えている。

**4点目**、風水害にあっては、状況に応じて緊急幹部会議の招集、災害対策連絡本部の設置、災害対策本部設置により応急対策を実施する管理体制となっている。また、災害対策本部は、町組織全体で防災活動を行うものであり、北海道や西十勝消防本部など関係機関との連携をとりながら対応する組織となる。

## 皆さんの町政です。議会を傍聴しましょう！

\* 議会における本会議、特別委員会、常任委員会の様子は、どなたでも見学することができます。

<http://www.memuro.net/>

お問い合わせ：議会事務局 TEL 62-9731